

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 19 日

各都道府県税務担当部局
各都道府県市区町村担当部局 } 御中

総務省自治税務局市町村税課

国税における申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて
(周知依頼)

平素より国と地方団体との税務行政運営上の協力につきましては、御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

この度、別添のとおり、国税庁より、令和 7 年 1 月以降、税務署において、書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことを検討していることについて、周知依頼がありました。

各都道府県税務担当部局におかれては、貴都道府県内の関係部局等（各種補助金や助成金等の担当部局。以下同じ。）に対して、各都道府県市区町村担当部局におかれては、貴都道府県内の市区町村税務担当部局に対して周知いただくとともに、市区町村の税務担当部局から関係部局等に対して、周知いただくよう御協力をお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治税務局市町村税課

担 当：佐久間、井上

電 話：03-5253-5669（直通）

官 総 6 - 4 7
令和 5 年 10 月 18 日

総務省自治税務局市町村税課長 殿

国税庁長官官房総務課長
(官 印 省 略)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する御周知について（依頼）

税務行政につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政の D X）を進めているところです。

令和 4 年度の e-Tax 利用率は、所得税申告で 65.7%、法人税申告で 91.1%に達しており、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれることなど、D X の取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことを検討しております。

本件については、令和 6 年 4 月以降に実施することを検討していましたが、十分な周知期間を確保する観点から、令和 7 年 1 月から実施することを検討しています。

申告書を提出した事実等については、電子申告（e-Tax）の方は、受信通知による確認が可能です。また、書面申告の方も含め、申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求、納税証明書の交付請求、閲覧申請による確認も可能です。

また、各都道府県及び市区町村におかれましては、各種の補助金・助成金等の申請を受け付ける際に、当該補助金・助成金等の申請者に対して、税務署の收受日付印の押なつされた申告書等の控えを申請に関連する書類として求めている場合がありますが、上記のとおり、令和 7 年 1 月以降、税務署において申告書等の控えへの收受日付印の押なつを行わないこととした場合、当該申請者は收受日付印の押なつされた申告書等の控えを保有しないこととなります。

つきましては、税務の観点だけでなく、このような観点からも各都道府県及び市区町村の関係部署等へ上記内容を御周知いただきますようお願い申し上げます。

本件について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

官 総 6 - 7 2
令和 5 年 12 月 18 日

各府省庁官房長等 殿

国 税 庁 次 長
(官印省略)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政の D X）を進めているところです。

令和 4 年度の e-Tax 利用率は、所得税申告で 65.7%、法人税申告で 91.1%に達しており、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれることなど、D X の取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことを検討してきました。

本件については、令和 5 年 3 月 8 日付「申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて（依頼）」において、令和 6 年 4 月以降、申告書等の控えへの収受日付印の押なつを行わないことを検討している旨を御連絡しておりましたが、十分な周知期間を確保する観点から、令和 7 年 1 月からとすることといたしました。

申告書を提出した事実等については、書面申告の方も含め、申告書等情報取得サービスや保有個人情報の開示請求、納税証明書の交付請求、閲覧申請による確認が可能です。
※ 電子申告（e-Tax）の方は、受信通知により申告書を提出した事実等の確認が可能です。

本件について御理解と御協力を賜りますとともに、関係課室に御周知いただきますようお願い申し上げます。

申告書等の提出事実等の確認方法

○ 申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

提出方法	確認方法
電子申告 (e-Tax)	【提出事実・提出年月日を確認可】 e-Tax受信通知 税理士による確認可 メッセンジボックスの「受信通知」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。
書面申告	【提出事実・提出年月日を確認可】 申告書等情報取得サービス 書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。 なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応しておりません。 写しの交付まで1か月程度かかります。 ※手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可 写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。 【提出事実を確認可】 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 ※手数料は、税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。



紙で申告した方も e-Taxで所得稅申告書等の PDFファイルを取得できます！



メリット1

お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！

メリット2

紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！

メリット3

取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！

メリット4

手数料はかかりません！

ステップ

1

パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した所得稅確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ※ 直近年分の所得稅の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

2

e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードが必要です。
- ※ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。



所得稅申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax（Web版）にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。



国税庁 ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>



国税庁

検索

スマートフォンによる操作手順（簡易版）
は裏面をご覧ください。

スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）

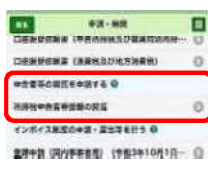
- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ◆ ご利用にはマイナンバーカードが必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

申請

① マイナンバーカードでログイン



② 「申請・納税」を選択



③ 「所得税申告書等情報の閲覧」を選択

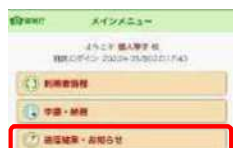


④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ



⑤ 電子署名を付与し、送信

ダウンロード



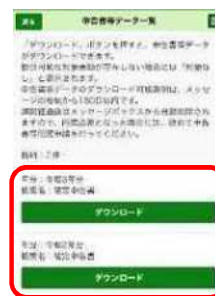
② 「送信結果・お知らせ」を選択



③ 「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択



④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ



⑤ 格納されたデータをダウンロードできます

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。
 また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「**紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます**」もご参照ください。

（操作手順はこちら）



e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！

e-Taxホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



イータックス

検索

令和4年12月



e-Taxを利用して



行政文書の開示請求 保有個人情報の開示請求等

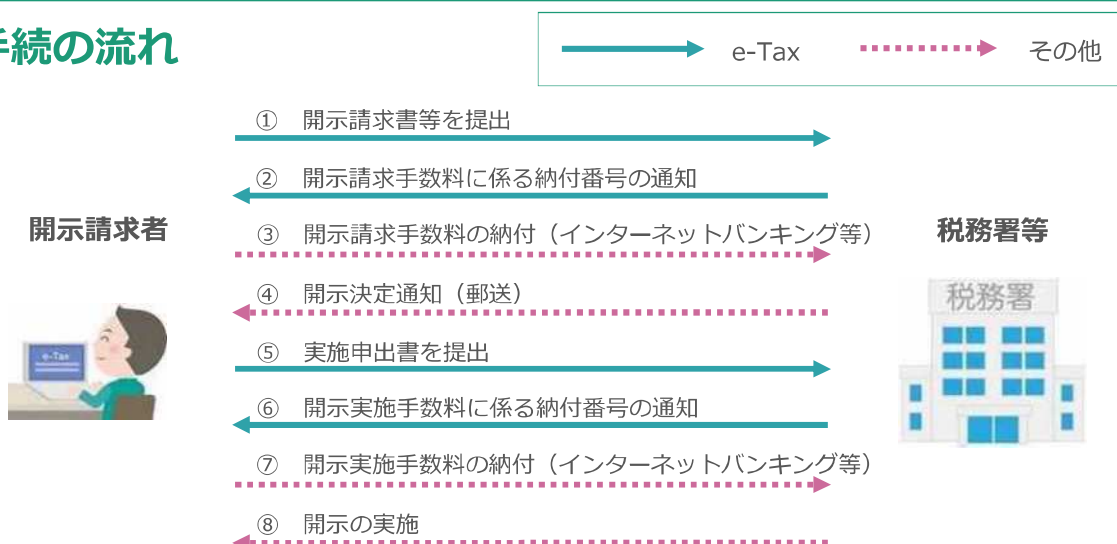


ができます！

メリット

- ◆ 開示請求手数料が行政文書／保有個人情報 1 件につき300円⇒200円に！
- ◆ 自宅等のパソコンやご自身のスマートフォンから申請可能！
- ◆ 開示請求手数料・開示実施手数料の電子納付が可能！

手続の流れ



- ※ 保有個人情報の開示請求等は、受付時の本人確認のため、**マイナンバーカード等**の電子証明書をご利用ください。
- ※ 代理人の方はご利用できません。
- ※ ⑤は、郵送等による実施申出書の提出も可能ですが、その場合、開示実施手数料の電子納付はできません。
- ※ ⑥及び⑦は、行政文書の開示請求の場合に限ります。
- ※ 写しの送付による開示の実施を希望される場合、郵送料分の切手の送付が必要となります。
- ※ 対象となる提出先は、国税庁、国税局、税務署及び国税不服審判所（本部・支部）です。



詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁

検索

保有個人情報の開示請求をお考えの方へ

(操作手順はこちら)

過去3年分（令和2年分以降）のご自身の所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書については、**申告書等情報取得サービス**を利用することで、**無料**で申告書等のPDFファイルを取得できます。

⇒ サービス内容・操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。



令和5年5月

\\さらに便利に!\\

電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット 1

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット 2

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット 3

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)
及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示
ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)の
ほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)
の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なもの
があります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続です。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。